

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (令和5年12月版)						新条文 (令和6年9月版)						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
1	1	1	1	27	工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない個所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改定について」(令和3年3月26日 国技建管第21号)に基づき実施しなければならない。	1	1	1	1	27	工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない個所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改定について」(令和5年3月15日 国技建管第6号)に基づき実施しなければならない。	更新
1	1	1	3		設計図書の照査等	1	1	1	3		設計図書の照査・ワンデーレスポンス等	修正・追加
1	1	1	3	4	(新設)	1	1	1	3	4	監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。	追加

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和5年12月版）					新条文（令和6年9月版）					改定理由
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	
1	1	1	4	1	1	1	1	4	1	補足・追記
				<p>1. 受注者は、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事的目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。</p> <p>この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な別に定める、小規模・少額工事においては「小規模工事事務取扱い要領」により記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要（主要工種以外は、原則まとめて1式表示にする） (2) 計画工程表（主要工種以外は、原則まとめて1式表示にする） (3) 現場組織表 (4) 指定機械（使用機械） (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） (8) 施工管理計画（段階確認・立会願（計画）） (9) 現場閉所計画 (10) 品質証明書（計画） (11) 安全管理（予想される事故対策リスト、工事事故ハザードマップ） (12) 緊急時の体制及び対応 (13) 交通管理 (14) 環境対策 (15) 現場作業環境の整備 (16) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法（再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、確認結果票） (17) 創意工夫等 (18) その他</p>					<p>1. 受注者は、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事的目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。</p> <p>この場合、受注者は、施工計画書に以下の該当する事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な別に定める、小規模・少額工事においては「小規模工事事務取扱い要領」により記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要（主要工種以外は、原則まとめて1式表示にする） (2) 計画工程表（主要工種以外は、原則まとめて1式表示にする） (3) 現場組織表 (4) 指定機械（使用機械） (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） (8) 施工管理計画（段階確認・立会願（計画）） (9) 現場閉所計画 (10) 品質証明書（計画） (11) 安全管理（予想される事故対策リスト、工事事故ハザードマップ） (12) 緊急時の体制及び対応 (13) 交通管理 (14) 環境対策 (15) 現場作業環境の整備 (16) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法（再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、確認結果票） (17) 創意工夫等 (18) その他（例：総合評価に関する事項等）</p>	

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和5年12月版）						新条文（令和6年9月版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	4	2	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。	1	1	1	4	2	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更（工期や数量等の軽微な変更は除く）が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。	表現追加
1	1	1	10	2	第1項の受注者は、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」（令和4年3月16日改正 建経業第338号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	1	1	1	10	2	第1項の受注者は、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」（令和5年10月2日改正 建経業第130号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	更新
1	1	1	18	2	受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票を（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェスト）により行わなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議することとする。	1	1	1	18	2	受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。	表現修正
1	1	1	18	4	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を一定規模以上の工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。	1	1	1	18	4	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	表現修正

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和5年12月版）					新条文（令和6年9月版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
1	1	1	18	5	受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。	1	1	1	18	5	受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。	削除
1	1	1	18	6	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を一定規模以上の工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。	1	1	1	18	6	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	表現修正
1	1	1	18	7	受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他形質の変更に関して、発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続きの状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるかなど、適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。	1	1	1	18	7	受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続きの状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	表現修正
1	1	1	18	8	受注者は、建設現場等から土砂の搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称、所在地及び搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づき通知しなければならない。	1	1	1	18	8	受注者は、建設現場等から土砂の搬出を他の者に委託しようとするときは、第6項の再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、第7項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。	表現修正

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和5年12月版）						新条文（令和6年9月版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	18	12	受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合には、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。なお、これによりがたい場合には、監督員と協議するものとする。	1	1	1	18	12	受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。なお、これによりがたい場合には、監督員と協議するものとする。	表現修正
1	1	1	26	1	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達 令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	26	1	受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	更新

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和5年12月版）					新条文（令和6年9月版）					改定理由
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	
1	1	1	26	28	1	1	1	26	28	修正・追記
				28. 受注者は、工事事故防止行動計画（静岡県交通基盤部平成30年8月）に基づき「当該工事現場で予想される事故対策」に関して、「予想される事故対策リスト」（以下、「リスト」）を作成し、施工計画書に添付するとともに、予想される事故の発生危険位置を示した「工事事故ハザードマップ」（以下「マップ」）を作成し、作業開始時までに現場に掲示するものとする。リストに記載する事故の種別は、「挟まれ・巻き込まれ」「墜落・転落」「地下埋設物」「架空線」「第三者立入」「交通事故」「クレーン等の転倒」に係る事故とし、リスト作成に当たっては、現場状況等を事前に確認し、現場条件、工事内容に即した安全対策の具体的な実施内容を明記するものとする。また、受注者は、作業開始後も予想される事故の把握に努め、その結果に応じて「リスト」及び「マップ」を随時更新するとともに、「リスト」を監督員に提出し「マップ」を現場に掲示するものとする。					28. 受注者は、工事事故防止行動計画（静岡県交通基盤部平成30年8月）に基づき「当該工事現場で予想される事故対策」に関して、「予想される事故対策リスト」（以下、「リスト」） 及び 予想される事故の発生危険位置を示した「工事事故ハザードマップ」（以下「マップ」）を作成し、施工計画書に添付するとともに、「マップ」は、作業開始時までに現場に掲示するものとする。「リスト」に記載する事故の種別は、「挟まれ・巻き込まれ」「墜落・転落」「地下埋設物」「架空線」「第三者立入」「交通事故」「クレーン等の転倒」に係る事故とし、「リスト」の作成に当たっては、現場状況等を事前に確認し、現場条件、工事内容に即した安全対策の具体的な実施内容を明記するものとする。また、受注者は、作業開始後も予想される事故の把握に努め、その結果に応じて「リスト」及び「マップ」を随時更新するとともに、「リスト」を監督員に提出し「マップ」を現場に掲示するものとする。 「リスト」の確認について、発注者は、担当監督員だけでなく主任・総括監督員など複数体制で行うものとする。また、作成した「マップ」は、受・発注者が、施工着手前の適切な段階で、現地において合同で検証し、事故対策の実効性を確認するものとする。	

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和5年12月版）					新条文（令和6年9月版）					改定理由
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	
1	1	1	32	5	1	1	1	32	5	更新
<p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事 説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長・国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第206号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>					<p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事 説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長・国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第206号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>					
1	1	1	32	15	1	1	1	32	15	表現修正
<p>③ 受注者は、法律または公安委員会認定路線及び関係機関から指示された場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備員のうち1人は「警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で交通誘導業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務にかかる一級検定合格警備員または二級検定合格警備員」（以下「交通誘導警備員A」という。）としなければならない。</p>					<p>③ 受注者は、法律または公安委員会認定路線及び関係機関から指示された場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上は「警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で交通誘導業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務にかかる一級検定合格警備員または二級検定合格警備員」（以下「交通誘導警備員A」という。）としなければならない。</p>					
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	更新
(10) 健康保険法（令和4年3月改正 法律第12号）					(10) 健康保険法（令和5年5月改正 法律第31号）					
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	更新
(13) 出入国管理及び難民認定法（令和3年6月改正 法律第69号）					(13) 出入国管理及び難民認定法（令和4年12月改正 法律第97号）					
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	更新
(15) 道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）					(15) 道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）					
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	更新
(17) 道路運送車両法（令和2年6月改正 法律第36号）					(17) 道路運送車両法（令和5年4月改正 法律第18号）					

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和5年12月版）						新条文（令和6年9月版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	34	1	(20) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（平成17年7月改正 法律82号）	1	1	1	34	1	(20) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（令和5年5月改正 法律34号）	更新
1	1	1	34	1	(23) 港湾法（令和4年3月改正 法律第7号）	1	1	1	34	1	(23) 港湾法（令和4年11月改正 法律第87号）	更新
1	1	1	34	1	(42) 電気事業法（令和4年6月改正 法律第74号）	1	1	1	34	1	(42) 電気事業法（令和5年6月改正 法律第44号）	更新
1	1	1	34	1	(43) 消防法（令和3年5月改正 法律第36号）	1	1	1	34	1	(43) 消防法（令和5年6月改正 法律第58号）	更新
1	1	1	34	1	(45) 建築基準法（令和4年5月改正 法律第55号）	1	1	1	34	1	(45) 建築基準法（令和5年6月改正 法律第58号）	更新
1	1	1	34	1	(65) 厚生年金保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	1	1	1	34	1	(65) 厚生年金保険法（令和5年3月改正 法律第3号）	更新
1	1	1	34	1	(70) 所得税法（令和4年6月改正 法律第71号）	1	1	1	34	1	(70) 所得税法（令和5年6月改正 法律第44号）	更新
1	1	1	34	1	(72) 船員保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	1	1	1	34	1	(72) 船員保険法（令和5年5月改正 法律第31号）	更新
1	1	1	34	1	(74) 電波法（令和4年6月改正 法律第70号）	1	1	1	34	1	(74) 電波法（令和4年12月改正 法律第93号）	更新
1	1	1	34	1	(78) 毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正 法律第66号）	1	1	1	34	1	(78) 毒物及び劇物取締法（令和5年5月改正 法律第36号）	更新
1	1	1	34	1	(82) 個人情報保護に関する法律（令和4年5月改正 法律第54号）	1	1	1	34	1	(82) 個人情報保護に関する法律（令和5年11月改正 法律第79号）	更新
1	1	1	34	1	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和2年6月改正 法律第42号）	1	1	1	34	1	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和5年6月改正 法律第58号）	更新
1	1	1	34	1	(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和3年6月改正 法律第58号）	1	1	1	34	1	(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）	更新

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和5年12月版）					新条文（令和6年9月版）					改定理由		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文
1	1	1	48	1	<p>1. 受注者は、一般県民（歩行者、自転車、車両）の通行が見込めずPR効果がないと判断される工事を除き、以下に示す項目について工事PR看板を製作し、工事現場に設置しなければならない。なお、表示内容は①～②（ア～エ）のいずれかを記載することとするが、複数を表示することを妨げない。また、工事PR看板の設置に要する費用は、共通仮設費（率分）に含まれている。</p> <p>①事業の目的と効果、工事内容等の説明（全体事業費等、事業実施機関（全体計画）や供用予定日など）</p> <p>②その他の取組（ア、コスト削減の取組、イ、新技術・新工法の活用、新しい契約方式の工事、ウ、建設副産物の取組、エ、その他）</p>	1	1	1	48	1	<p>1. 受注者は、一般県民（歩行者、自転車、車両）の通行が見込めずPR効果がないと判断される工事を除き、以下に示す項目について工事PR看板を製作し、工事現場に設置しなければならない。なお、表示内容は①～②（ア～オ）のいずれかを記載することとするが、複数を表示することを妨げない。また、工事PR看板の設置に要する費用は、共通仮設費（率分）に含まれている。</p> <p>①事業の目的と効果、工事内容等の説明（全体計画、事業実施期間、供用予定日、工事概要、工事の必要性など）</p> <p>②その他の取組（ア、コスト削減・工期削減の取組、イ、新技術・新工法の活用、ウ、建設副産物の取組、エ、働き方改革への取組、オ、その他）</p>	表現修正

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (令和5年12月版)					新条文 (令和6年9月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文
1	1	1	48	1	<p>発注者より示された記載すべき事項等の素案を基にして受注者はレイアウトを工夫し原案を作成する。 ※イラストの使用などわかりやすい表示方法を心掛ける。</p> <p>下段部には、受注者と発注者の連絡先を記載する。(電話番号など)</p> <p>看板の規格は、「道路工事及び工事中用機材等現場における道路標識、標示施設及び防護施設等の設置要領」の改正について(平成19年3月30日付け道管第243号、道保第151号)にある「道路工事」、「まわり道」、「車両通行止」の標示板と同等のものとする。</p>	1	1	1	48	1	<p>受発注者で内容確認後、受注者が看板を作成する。 ※イラストの使用などわかりやすい表示方法を心掛ける。</p> <p>下段部には、受注者と発注者の連絡先を記載する。(電話番号など)</p> <p>看板の規格は、「道路工事及び工事中用機材等現場における道路標識、標示施設及び防護施設等の設置要領」の改正について(平成19年3月30日付け道管第243号、道保第151号)にある「道路工事」、「まわり道」、「車両通行止」の標示板と同等のものとする。 ただし、現場条件等により、これによりがたい場合は、発注者に確認すること。</p>	
1	1	1	48	2	<p>2. 工事PR看板は、2枚制作することを標準とする。受注者は、工事PR看板を工事起終点付近の一般県民の見やすい位置に設置することとするが、現場管理や交通安全上支障がない場所としなければならない。なお、監督員が別途指示する場合は監督員の指示に従わなければならない。</p>	1	1	1	48	2	<p>2. 工事PR看板の設置は、工事箇所ごと最低1箇所とし、PR効果が望める位置とする。ただし、維持修繕や移動を伴う工事等、これによりがたい場合は、規格及び設置箇所について、発注者に確認すること。</p>	表現修正

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和5年12月版）					新条文（令和6年9月版）					改定理由		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文
1	1	1	48	3	3. 受注者は、2の表示内容について、看板に記載すべき事項を監督員と協議する。受注者は、監督員の指示に基づきレイアウト原案を作成し、監督員の承諾を得た後に看板を製作しなければならない。	1	1	1	48	3	3. 工事看板は受発注者で内容を確認した後、受注者が看板を作成し、工事現場に設置するものとする。	表現修正
1	1	1	50	0	受注者は、設計図書においてVE提案対象工事であることを明示された場合において、VE提案を行う場合は、VE提案書の様式を記載し、発注者に提出しなければならない。VE提案の適用範囲及び取扱いは「交通基盤部契約後VE実施要領」の規定による。	1	1	1	50	0	受注者は、原則、予定価格1千万円以上の工事の場合において、VE提案を行う場合は、VE提案書の様式を記載し、発注者に提出しなければならない。VE提案の適用範囲及び取扱いは「交通基盤部契約後VE実施要領」の規定による。	表現修正
1	2	2	1	0	日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針（昭和24年8月）	1	2	2	1	0	日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針（平成24年8月）	誤植
1	2	2	1	0	日本道路協会 道路土工-盛土工指針（昭和22年8月）	1	2	2	1	0	日本道路協会 道路土工-盛土工指針（平成22年8月）	誤植
1	3	1	1	0	3. 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書〔2017年制定〕（土木学会、平成30年3月）」のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1	3	1	1	0	3. 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「土木学会 コンクリート標準示方書〔2023年制定〕（施工編）（土木学会、2023年9月）」のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	更新
1	3	2	1	0	土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】〔2017年制定〕（2018年3月）	1	3	2	1	0	土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】〔2023年制定〕（2023年9月）	更新
1	1	3	2	0	土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】〔2017年制定〕（2018年3月）	1	1	3	2	0	土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】〔2023年制定〕（2023年9月）	更新

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (令和5年12月版)					新条文 (令和6年9月版)					改定理由																										
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文																								
1	3	5	4	4	<p>表3-2 計量値の許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2*</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内。</p>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2*	混和剤	3	1	3	5	4	4	<p>表3-2 計量値の許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>計量値の許容差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2*</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の計量値の最大値は、1 (%) とする。</p>	材料の種類	計量値の許容差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2*	混和剤	3	基準類の改定に伴う修正
材料の種類	最大値 (%)																																			
水	1																																			
セメント	1																																			
骨材	3																																			
混和材	2*																																			
混和剤	3																																			
材料の種類	計量値の許容差 (%)																																			
水	1																																			
セメント	1																																			
骨材	3																																			
混和材	2*																																			
混和剤	3																																			
1	3	6	9	2	<p>2. 受注者は、打込み後のコンクリートはその部材に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-3を標準とする。</p> <p>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。</p>	1	3	6	9	2	<p>2. 受注者は、打込み後のコンクリートはその部材に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-3を目安とする。</p>	基準類の改定に伴う修正																								

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (令和5年12月版)					新条文 (令和6年9月版)					改定理由																																							
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																								
1	3	6	9	2	1	3	6	9	2	基準類の改定に伴う修正																																							
<p>表3-3 コンクリートの標準養生期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>					日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上		5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日	<p>表3-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>中庸熟ポルトランドセメント</th> <th>低熟ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>3日</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>8日</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>4日</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>9日</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>5日</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>12日</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。 〔注〕寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>					日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中庸熟ポルトランドセメント	低熟ポルトランドセメント	15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日	10℃以上	4日	7日	9日	9日	※	5℃以上	5日	9日	12日	12日
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント																																														
15℃以上	5日	7日	3日																																														
10℃以上	7日	9日	4日																																														
5℃以上	9日	12日	5日																																														
日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中庸熟ポルトランドセメント	低熟ポルトランドセメント																																												
15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日																																												
10℃以上	4日	7日	9日	9日	※																																												
5℃以上	5日	9日	12日	12日	※																																												
1	3	7	3	3	1	3	7	3	3	更新																																							
<p>3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）〔2017年制定〕本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会 2018年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 4. 受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。</p>					<p>3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）〔2023年制定〕本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会 2023年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 4. 受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。</p>																																												
1	3	9	2	3	1	3	9	2	3	基準類の改定に伴う修正																																							
<p>3. 打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。</p>					<p>3. 打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。</p>																																												

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (令和5年12月版)					新条文 (令和6年9月版)					改定理由																																																			
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																				
1	3	10	3	5	1	3	10	3	5	基準類の改定に伴う修正																																																			
<p>表3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通 ポルトランド セメント</th> <th>早強 ポルトランド セメント</th> <th>混合 セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table>					5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類				普通 ポルトランド セメント	早強 ポルトランド セメント	混合 セメントB種	(1)しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2)まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<p>表3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通 ポルトランド セメント</th> <th>早強 ポルトランド セメント</th> <th>混合 セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)厳しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table>					5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通 ポルトランド セメント	早強 ポルトランド セメント	混合 セメントB種	(1)厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2)まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類																																																											
		普通 ポルトランド セメント	早強 ポルトランド セメント	混合 セメントB種																																																									
(1)しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																									
	10℃	7日	4日	9日																																																									
(2)まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																									
	10℃	3日	2日	4日																																																									
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類																																																											
		普通 ポルトランド セメント	早強 ポルトランド セメント	混合 セメントB種																																																									
(1)厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日																																																									
	10℃	7日	4日	9日																																																									
(2)まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																									
	10℃	3日	2日	4日																																																									
1	3	12	2	7	1	3	12	2	7	基準類の改定に伴う修正																																																			
<p>7. 受注者、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議しなければならない。</p>					<p>7. 受注者、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミー、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打設するものとする。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議しなければならない。</p>																																																								
1	3	12	2	9	1	3	12	2	9	基準類の改定に伴う修正																																																			
<p>9. トレミー打設 (1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。</p>					<p>9. トレミー打設 (1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、先端を杭に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。</p>																																																								
1	3	12	3	1	1	3	12	3	1	基準類の改定に伴う修正																																																			
<p>1. 受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。</p>					<p>1. 受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工しなければならない。</p>																																																								

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和5年12月版）					新条文（令和6年9月版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
1	3	12	3	2	2. 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1	3	12	3	2	2. 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	13	3	3	3. 材料の計量 (1) 受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよい。	1	3	13	3	3	3. 材料の計量 (1) 受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜ、表3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	基準類の改定に伴う修正
2	2	3	1	0	JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）付属書A（レディーミクストコンクリート用骨材）	2	2	3	1	0	JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）付属書JA（レディーミクストコンクリート用骨材）	JIS改正
2	2	6	1	1	2. 受注者は、セメントを防湿的構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	2	2	6	1	1	2. 受注者は、セメントを防湿構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
2	2	6	3	5	5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書（標準編）〔2018年制定〕JSCE-D102-2018吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会 2018年10月）の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	5	5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書（標準編）〔2023年制定〕JSCE-D102-2023吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会 2023年9月）の規格に適合するものとする。	更新
2	2	6	4	1	1. コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）付属書C（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	2	2	6	4	1	1. コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）付属書JC（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	JIS改正

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和5年12月版）						新条文（令和6年9月版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
2	2	8	3	0	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和4年9月改正政令第51号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-28、表2-29、表2-30の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-28、表2-29、表2-30の規格に適合するものとする。	更新
3	1	1	9	0	受注者は、当初請負金額が1億円以上及び低入札価格調査対象工事の場合には、次の各号によるものとする。	3	1	1	9	0	受注者は、当初請負金額が1億円以上の 工事または 低入札価格調査対象工事の場合には、次の各号によるものとする。	修正・追加
3	1	1	9	0	（6）受注者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期を第1編第1章1-1-4施工計画書の第1項（16） その他 に記載しなければならない。	3	1	1	9	0	（6）受注者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期を第1編第1章1-1-4施工計画書の第1項（10） 品質証明書（計画） に記載しなければならない。	修正
3	2	2	2	0	環境省 水質汚濁に係る環境基準について（環境省告示第62号）（令和3年10月）	3	2	2	2	0	環境省 水質汚濁に係る環境基準（令和5年3月13日 環境省告示第6号 ）	更新
3	2	2	2	0	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）	3	2	2	2	0	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧[令和4年度改訂版]（令和5年2月）	更新
3	2	2	2	0	土木学会 コンクリート標準示方書（規準編） [2018年制定]（2018年10月）	3	2	2	2	0	土木学会 コンクリート標準示方書（規準編） [2023年制定]（2023年9月）	更新
3	2	2	3	14	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）」 [2018年制定]（土木学会、2018年10月）における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	3	2	14	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）」 [2023年制定]（土木学会、2023年9月）における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	更新
3	2	6	11	6	表2-42（1） 接着剤の規格（コンクリート床版用）	3	2	6	11	6	表2-42 接着剤の規格（コンクリート床版用）	修正

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (令和5年12月版)						新条文 (令和6年9月版)						改定理由																														
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文																															
3	2	6	11	6	<p>表2-42 (2) シート系床版防水層 (流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型) プライマーの品質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>溶剤型</th> <th>水制型</th> <th>水制型</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間 (23℃)分</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JIS K 6600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分%</td> <td>20以上</td> <td>50以上</td> <td>35以上</td> <td>JISK 6833 -1,2 *2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>耐水性</td> <td colspan="3">8日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1】 *1 適用する床版の種類に応じた下地剤を使用する *2 試験方法はJIS K 6833-1, 2, JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する</p> <p>【注2】 と葦系床版防水層 (アスファルト加熱型) のプライマーは上表の品質による</p>	種類	溶剤型	水制型	水制型	試験方法	項目					指触乾燥時間 (23℃)分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 6600-1 *1	不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JISK 6833 -1,2 *2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 *1	耐水性	8日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 *1	3	2	6	11	6	(削除)	削除
種類	溶剤型	水制型	水制型	試験方法																																						
項目																																										
指触乾燥時間 (23℃)分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 6600-1 *1																																						
不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JISK 6833 -1,2 *2																																						
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 *1																																						
耐水性	8日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 *1																																						
3	2	14	2	6		3	2	14	2	6		修正 (現場実装との整合)																														
3	2	17	2	1	<p>1. 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法 (令和元年12月改正 法律第62号) に基づくものでなければならない。</p>	3	2	17	2	1	<p>1. 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法 (令和5年5月改正 法律第36号) に基づくものでなければならない。</p>	更新																														
6	3	2	1	0	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和4年6月)	6	3	2	1	0	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和5年10月)	更新																														

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和5年12月版）						新条文（令和6年9月版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
6	3	2	1	0	国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和4年3月）	6	3	2	1	0	国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和5年3月）	更新
6	6	1	1	1	5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和4年3月）の規定による。	6	6	1	1	1	5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和5年3月）の規定による。	更新
8	1	2	1	0	土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）	8	1	2	1	0	土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）〔2023年制定〕（2023年9月）	更新
8	1	2	1	0	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	8	1	2	1	0	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）〔2023年制定〕（2023年9月）	更新
8	1	2	1	0	土木学会 コンクリート標準示方書（維持管理編）（平成30年3月）	8	1	2	1	0	土木学会 コンクリート標準示方書（維持管理編）〔2022年制定〕（2023年3月）	更新
9	1	2	1	0	コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）〔2013年制定〕	9	1	2	1	0	土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）〔2023年制定〕（2023年9月）	更新
9	1	4	5	2	2. 受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。	9	1	4	5	2	2. 受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜ、表3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	基準類の改定に伴う修正
10	2	2	1	0	土木学会 舗装標準示方書（平成27年年10月）	10	2	2	1	0	土木学会 舗装標準示方書「2023年制定」（令和5年10月）	更新
10	2	4	10	4	4. 初期養生は、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m ² 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	10	2	4	10	4	4. 初期養生は、十分な量の皮膜養生剤を適切な時期に均一に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	表現修正

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (令和5年12月版)					新条文 (令和6年9月版)					改定理由																																
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																	
10	2	9	2		10	2	9	2		修正																																
<p>表2-1 使用材料一覧表。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>材料</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">標示板</td> <td>標示板</td> <td>アルミニウム合金板厚2mm</td> <td>JIS H 4000 A5052P-H34</td> </tr> <tr> <td>標示板リブ</td> <td>アルミニウム合金押出形材</td> <td>JIS H 4100 A6030S-T6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">柱</td> <td rowspan="2">鋼管柱</td> <td>一般構造用炭素鋼管、 一般構造用圧延鋼材（テーパーボール）SS400に適した鋼材に加工したもの。</td> <td>JIS G 3444 JIS G 3101。 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641 2種HDZ55以上）仕上げとし、第3編2-3-6 小型標識工の第15項の規定によらなければならない。</td> </tr> <tr> <td>取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。</td> <td>鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき（HDZ35以上）仕上げ。</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注]その他材料について、使用するシングルナット及びダブルナットのロックナット側はすべてゆるみ止め機能を持ったナットを使用すること。なお、施工時に一度ゆるめたり、はずしたりしたゆるみ止めナットの再利用はしないこと。</p>					名称	材料	規格	標示板	標示板	アルミニウム合金板厚2mm	JIS H 4000 A5052P-H34	標示板リブ	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100 A6030S-T6	柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼管、 一般構造用圧延鋼材（テーパーボール）SS400に適した鋼材に加工したもの。	JIS G 3444 JIS G 3101。 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641 2種HDZ55以上）仕上げとし、第3編2-3-6 小型標識工の第15項の規定によらなければならない。	取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。	鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき（HDZ35以上）仕上げ。	<p>表2-1 使用材料一覧表。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>材料</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">標示板</td> <td>標示板</td> <td>アルミニウム合金板厚2mm</td> <td>JIS H 4000 A5052P-H34</td> </tr> <tr> <td>標示板リブ</td> <td>アルミニウム合金押出形材</td> <td>JIS H 4100 A6030S-T5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">柱</td> <td rowspan="2">鋼管柱</td> <td>一般構造用炭素鋼管、 一般構造用圧延鋼材（テーパーボール）SS400に適した鋼材に加工したもの。</td> <td>JIS G 3444 JIS G 3101。 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641 2種HDZ55以上）仕上げとし、第3編2-3-6 小型標識工の第15項の規定によらなければならない。</td> </tr> <tr> <td>取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。</td> <td>鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき（HDZ35以上）仕上げ。</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注]その他材料について、使用するシングルナット及びダブルナットのロックナット側はすべてゆるみ止め機能を持ったナットを使用すること。なお、施工時に一度ゆるめたり、はずしたりしたゆるみ止めナットの再利用はしないこと。</p>					名称	材料	規格	標示板	標示板	アルミニウム合金板厚2mm	JIS H 4000 A5052P-H34	標示板リブ	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100 A6030S-T5	柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼管、 一般構造用圧延鋼材（テーパーボール）SS400に適した鋼材に加工したもの。	JIS G 3444 JIS G 3101。 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641 2種HDZ55以上）仕上げとし、第3編2-3-6 小型標識工の第15項の規定によらなければならない。	取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。	鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき（HDZ35以上）仕上げ。	
名称	材料	規格																																								
標示板	標示板	アルミニウム合金板厚2mm	JIS H 4000 A5052P-H34																																							
	標示板リブ	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100 A6030S-T6																																							
柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼管、 一般構造用圧延鋼材（テーパーボール）SS400に適した鋼材に加工したもの。	JIS G 3444 JIS G 3101。 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641 2種HDZ55以上）仕上げとし、第3編2-3-6 小型標識工の第15項の規定によらなければならない。																																							
		取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。	鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき（HDZ35以上）仕上げ。																																							
名称	材料	規格																																								
標示板	標示板	アルミニウム合金板厚2mm	JIS H 4000 A5052P-H34																																							
	標示板リブ	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100 A6030S-T5																																							
柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼管、 一般構造用圧延鋼材（テーパーボール）SS400に適した鋼材に加工したもの。	JIS G 3444 JIS G 3101。 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641 2種HDZ55以上）仕上げとし、第3編2-3-6 小型標識工の第15項の規定によらなければならない。																																							
		取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。	鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき（HDZ35以上）仕上げ。																																							
10	3	2	1	0	10	3	2	1	0	更新																																
日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成24年4月）					日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧「令和4年度改訂版」（令和5年2月）																																					
10	7	2	1	0	10	7	2	1	0	更新																																
土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）〔2017年制定〕（2018年3月）					土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）〔2023年制定〕（2023年3月）																																					
10	7	2	1	0	10	7	2	1	0	更新																																
土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）〔2017年制定〕（2018年3月）					土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）〔2023年制定〕（2023年3月）																																					
10	15	2	1	0	10	15	2	1	0	表現修正																																
7. 受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督員に連絡するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督員に提出しなければならない。					7. 受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督員に連絡するとともに、設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督員に提出しなければならない。																																					

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (令和5年12月版)						新条文 (令和6年9月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
11	4	3	2	1	(前略) (JIS B 2062 (水道用用仕切弁) (中略) JIS B 8372-1 (空気圧-空気圧用減圧弁-第1部:供給者の文章に表示する主要特性及び製品表示要求事項) JIS G 3443 (水輸送用塗覆装鋼管) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管) (中略) JWWA G 115 (水道用ステンレス鋼管) JWWA G 116 (水道用ステンレス鋼管継手) (中略) JWWA K 131 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管のダクタイ 鋳鉄異形管) JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管) JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニグ鋼管) (後略)	11	4	3	2	1	(前略) (JIS B 2062 (水配管用仕切弁) (中略) JIS B 8372-1 (空気圧-空気圧用減圧弁及びフィルタ付減圧弁) JIS G 3443 (水輸送用塗覆装鋼管) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼鋼管) (中略) JWWA G 115 (水道用ステンレス鋼鋼管) JWWA G 116 (水道用ステンレス鋼鋼管継手) (中略) JWWA K 131 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管のダクタイ 鋳鉄異形管) JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管) JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管) (後略)	JIS名称変更 誤植
11	4	4	2	1	(前略) JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品-性能試験方法通則) (後略)						(前略) JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品-材料及び製造方法通則) (後略)	誤植
11	4	5	2	1	(前略) JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品-性能試験方法通則) (中略) JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管) JIS G 3452 (配管用炭素鋼管) (後略)	11	4	3	2	1	(前略) JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品-材料及び製造方法通則) (中略) JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼鋼管) JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) (後略)	誤植

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (令和5年12月版)						新条文 (令和6年9月版)						改定理由																																																																																																																														
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文																																																																																																																															
11	4	9	2	1	(前略) (2) ステンレス系 JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管) (後略)	11	4	3	2	1	(前略) (2) ステンレス系 JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼鋼管) (後略)	誤植																																																																																																																														
11	4	9	2	1	(前略) JIS K 6807 (ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状接着剤の一般試験方法) (後略)	11	4	3	2	1	(前略) JIS K 6807 (木材用ホルムアルデヒド系樹脂接着剤の一般試験方法) (後略)	JIS名称変更																																																																																																																														
11	4	13	3	9	<p>表3-2 オイルステインワニス塗り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 程</th> <th colspan="3">塗 料 そ の 他</th> <th rowspan="2">希釈剤</th> <th rowspan="2">希釈率 (%)</th> <th rowspan="2">塗布量 (kg/m²)</th> <th rowspan="2">放置時間</th> </tr> <tr> <th>規 格 番 号</th> <th>規格名称</th> <th>規 格 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 素地ごしらえ</td> <td>4-13-3</td> <td>素地ごしらえ</td> <td>木部による。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 着色 (1回目)</td> <td>-</td> <td>油性ステイン</td> <td></td> <td>塗料用シンナー</td> <td>20%以下</td> <td>各発注機関の仕様による。</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>3. ふき取り</td> <td colspan="7">全面布片でふき取る。</td> </tr> <tr> <td>4. 着色 (2回目)</td> <td>-</td> <td>油性ステイン</td> <td></td> <td>塗料用シンナー</td> <td>20%以下</td> <td>各発注機関の仕様による。</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>5. ふき取り</td> <td colspan="7">全面布片でふき取る。</td> </tr> <tr> <td>6. 色押さえ</td> <td>JIS K 5431</td> <td>セラックニス</td> <td>1種</td> <td>変性アルコール</td> <td>10%以下</td> <td>各発注機関の仕様による。</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>7. 仕上げ塗り</td> <td>JIS K 5562</td> <td>フタル酸樹脂ワニス</td> <td></td> <td>塗料用シンナー</td> <td>10%以下</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	工 程	塗 料 そ の 他			希釈剤	希釈率 (%)	塗布量 (kg/m ²)	放置時間	規 格 番 号	規格名称	規 格 種 別	1. 素地ごしらえ	4-13-3	素地ごしらえ	木部による。					2. 着色 (1回目)	-	油性ステイン		塗料用シンナー	20%以下	各発注機関の仕様による。	10	3. ふき取り	全面布片でふき取る。							4. 着色 (2回目)	-	油性ステイン		塗料用シンナー	20%以下	各発注機関の仕様による。	10	5. ふき取り	全面布片でふき取る。							6. 色押さえ	JIS K 5431	セラックニス	1種	変性アルコール	10%以下	各発注機関の仕様による。	24	7. 仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸樹脂ワニス		塗料用シンナー	10%以下		-	11	4	13	3	9	<p>表3-2 オイルステインワニス塗り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 程</th> <th colspan="3">塗 料 そ の 他</th> <th rowspan="2">希釈剤</th> <th rowspan="2">希釈率 (%)</th> <th rowspan="2">塗布量 (kg/m²)</th> <th rowspan="2">放置時間</th> </tr> <tr> <th>規 格 番 号</th> <th>規格名称</th> <th>規 格 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 素地ごしらえ</td> <td>4-13-3</td> <td>素地ごしらえ</td> <td>木部による。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 着色 (1回目)</td> <td>-</td> <td>油性ステイン</td> <td></td> <td>塗料用シンナー</td> <td>20%以下</td> <td>各発注機関の仕様による。</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>3. ふき取り</td> <td colspan="7">全面布片でふき取る。</td> </tr> <tr> <td>4. 着色 (2回目)</td> <td>-</td> <td>油性ステイン</td> <td></td> <td>塗料用シンナー</td> <td>20%以下</td> <td>各発注機関の仕様による。</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>5. ふき取り</td> <td colspan="7">全面布片でふき取る。</td> </tr> <tr> <td>6. 仕上げ塗り</td> <td>JIS K 5562</td> <td>フタル酸樹脂ワニス</td> <td></td> <td>塗料用シンナー</td> <td>10%以下</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	工 程	塗 料 そ の 他			希釈剤	希釈率 (%)	塗布量 (kg/m ²)	放置時間	規 格 番 号	規格名称	規 格 種 別	1. 素地ごしらえ	4-13-3	素地ごしらえ	木部による。					2. 着色 (1回目)	-	油性ステイン		塗料用シンナー	20%以下	各発注機関の仕様による。	10	3. ふき取り	全面布片でふき取る。							4. 着色 (2回目)	-	油性ステイン		塗料用シンナー	20%以下	各発注機関の仕様による。	10	5. ふき取り	全面布片でふき取る。							6. 仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸樹脂ワニス		塗料用シンナー	10%以下		-	JIS規格廃止
工 程	塗 料 そ の 他			希釈剤	希釈率 (%)		塗布量 (kg/m ²)	放置時間																																																																																																																																		
	規 格 番 号	規格名称	規 格 種 別																																																																																																																																							
1. 素地ごしらえ	4-13-3	素地ごしらえ	木部による。																																																																																																																																							
2. 着色 (1回目)	-	油性ステイン		塗料用シンナー	20%以下	各発注機関の仕様による。	10																																																																																																																																			
3. ふき取り	全面布片でふき取る。																																																																																																																																									
4. 着色 (2回目)	-	油性ステイン		塗料用シンナー	20%以下	各発注機関の仕様による。	10																																																																																																																																			
5. ふき取り	全面布片でふき取る。																																																																																																																																									
6. 色押さえ	JIS K 5431	セラックニス	1種	変性アルコール	10%以下	各発注機関の仕様による。	24																																																																																																																																			
7. 仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸樹脂ワニス		塗料用シンナー	10%以下		-																																																																																																																																			
工 程	塗 料 そ の 他			希釈剤	希釈率 (%)	塗布量 (kg/m ²)	放置時間																																																																																																																																			
	規 格 番 号	規格名称	規 格 種 別																																																																																																																																							
1. 素地ごしらえ	4-13-3	素地ごしらえ	木部による。																																																																																																																																							
2. 着色 (1回目)	-	油性ステイン		塗料用シンナー	20%以下	各発注機関の仕様による。	10																																																																																																																																			
3. ふき取り	全面布片でふき取る。																																																																																																																																									
4. 着色 (2回目)	-	油性ステイン		塗料用シンナー	20%以下	各発注機関の仕様による。	10																																																																																																																																			
5. ふき取り	全面布片でふき取る。																																																																																																																																									
6. 仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸樹脂ワニス		塗料用シンナー	10%以下		-																																																																																																																																			

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (令和5年12月版)						新条文 (令和6年9月版)						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
11	5	4	2	5	(前略) JIS K 5551 (構造用さび止めペイント) JIS K 5672 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) (後略)	11	5	4	2	5	(前略) JIS K 5551 (構造物さび止めペイント) JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) (後略)	誤植 JIS規格廃止
11	5	5	2	7	(前略) JIS K 5551 (構造用さび止めペイント) JIS K 5672 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) JIS K 5629 (鉛酸カルシウムさび止めペイント) (後略)	11	5	5	2	7	(前略) JIS K 5551 (構造物さび止めペイント) JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) (後略)	誤植 JIS規格廃止
13	1	3	17	1	17. 上層路盤 (1) 受注者は、上層路盤(粒度調整路盤)の施工を次により行うものとする。 ① 各層の施工に先立ち、各路盤面の浮石、木片、ごみ等を除去しなければならない。 ② 路盤材料の敷均しは、材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均ししなければならない。 ③ 一層の計画仕上り厚さは、15cm以下としなければならない。 ④ 路盤の締固は、「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法(C,D,E)」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締固め度に達するまで行わなければならない。	13	1	3	17	1	17. 上層路盤 (1) 受注者は、上層路盤(粒度調整路盤)の施工を次により行うものとする。 ① 各層の施工に先立ち、各路盤面の浮石、木片、ごみ等を除去しなければならない。 ② 路盤材料の敷均しは、材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均ししなければならない。 ③ 一層の計画仕上り厚さは、15cmを標準として、敷均さなければならない。 ④ 路盤の締固は、「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法(C,D,E)」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締固め度に達するまで行わなければならない。	修正

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (令和5年12月版)					新条文 (令和6年9月版)					改定理由
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	
巻末-1 工事特記仕様書一覧表 (別紙) 表-1 【土木】 当該建設工事に適用する特記仕様書一覧表					巻末-1 工事特記仕様書一覧表 (別紙) 表-1 【土木】 当該建設工事に適用する特記仕様書一覧表					修正
			特記仕様書	適用				特記仕様書	適用	
			1 ICT活用工事(土工・ICT導入型)特記仕様書					1 ICT活用工事(土工・ICT導入型)特記仕様書		
			2 ICT活用工事(土工・受注者希望型)特記仕様書					2 ICT活用工事(土工・受注者希望型)特記仕様書		
			3 ICT活用工事(舗装工・受注者希望型)特記仕様書					3 ICT活用工事(舗装工・受注者希望型)特記仕様書		
			4 ICT活用工事(地盤改良工・受注者希望型)特記仕様書					4 ICT活用工事(地盤改良工・受注者希望型)特記仕様書		
			5 3次元データ納品工事に関する特記仕様書					5 3次元データ納品工事に関する特記仕様書		
			6 建設キャリアアップシステム活用工事特記仕様書					6 建設キャリアアップシステム活用工事特記仕様書		
			7 建設現場における快適トイレ設置特記仕様書					7 建設現場における快適トイレ設置特記仕様書		
			8 熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書					8 熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書		
			9 【土木】 遠隔地からの労働者確保に関する特記仕様書					9 【土木】 遠隔地からの労働者確保に関する特記仕様書		
			10 【港湾】 遠隔地からの労働者確保に関する特記仕様書					10 【港湾】 遠隔地からの労働者確保に関する特記仕様書		
			11 週休2日推進工事特記仕様書(発注者指定型)					11 週休2日推進工事特記仕様書(発注者指定型)		
			12 交通誘導員の確保に関する特記仕様書					12 交通誘導員の確保に関する特記仕様書		
			13 概算数量発注方式の実施に関する特記仕様書					13 概算数量発注方式の実施に関する特記仕様書		
			14 遠隔現場の試行に関する特記仕様書					14 遠隔現場の試行に関する特記仕様書		
			15 特記仕様書(ゴム製品等の品質確認)					15 特記仕様書(ゴム製品等の品質確認)		
			16 OJTモデル工事特記仕様書					16 OJTモデル工事特記仕様書		
			17 監理タイムマネジメント特記仕様書					17 監理タイムマネジメント特記仕様書		
			18 アスファルト舗装工事における入札契約特記仕様書					18 アスファルト舗装工事における入札契約特記仕様書		
			19 急傾斜地崩壊防止工事における特記仕様書					19 急傾斜地崩壊防止工事における特記仕様書		
			20 砂防ソイルセメント(I S M)工法特記仕様書					20 砂防ソイルセメント(I S M)工法特記仕様書		
			21 砂防ソイルセメント 転圧タイプ(I N S E M工法)特記仕様書					21 砂防ソイルセメント 転圧タイプ(I N S E M工法)特記仕様書		
			22 漁港漁場工事等施工環境監理者配置に関する特記仕様書					22 漁港漁場工事等施工環境監理者配置に関する特記仕様書		
			23 建設関連業務委託の安全管理に関する特記仕様書							
1. この工事に適用する特記仕様書は「適用」欄に○印の記載のあるものである。 2. 適用する特記仕様書の内容は静岡県HPから確認するとともに、必要に応じて施工計画書等に反映させるものとする。 静岡県HP (特記仕様書の編纂省略) https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsuict/1003499/ 静岡県HP (特記仕様書一覧表(土木)) https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsuict/1003499/					1. この工事に適用する特記仕様書は「適用」欄に○印の記載のあるものである。 2. 適用する特記仕様書の内容は静岡県ホームページから確認するとともに、必要に応じて施工計画書等に反映させるものとする。 静岡県HP (特記仕様書の編纂省略) https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsuict/1003499/ 静岡県HP (特記仕様書一覧表(土木)) https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsuict/1003499/					
3. 本表にないが当該工事に適用する特記仕様書は個々に編さんする。					3. 本表にないが当該工事に適用する特記仕様書は個々に編さんする。					
巻末-2～巻末-12 (略)					(削除)					削除

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和5年12月版）					新条文（令和6年9月版）					改定理由
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	
<p>巻末-13</p> <p>品質証明実施基準</p> <p>（前略）</p> <p>2. 適用</p> <p>この基準は、当初請負金額が1億円以上の工事及び低入札価格調査対象工事に適用する。</p> <p>（中略）</p> <p>4. 実施方法</p> <p>品質証明員は、下記の方法による品質確認を実施するものとする。</p> <p>（後略）</p>					<p>巻末-2</p> <p>品質証明実施基準</p> <p>（前略）</p> <p>2. 適用</p> <p>この基準は、当初請負金額が1億円以上の工事または低入札価格調査対象工事に適用する。</p> <p>（中略）</p> <p>4. 実施方法</p> <p>品質証明員は、下記の方法による品質確認を実施するものとする。なお、品質証明員の位置づけは、発注者における検査員に対応するものである。</p> <p>（後略）</p>					<p>表現修正 補足</p>